

○農業経営収入保険損害認定準則

(平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十二号)

農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百九十九条の規定に基づき、農業経営収入保険損害認定準則を次のように定める。

農業経営収入保険損害認定準則

1 農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。)第十条第一項に規定する全国連合会(以下「全国連合会」という。)は、被保険者から法第百八十七条において準用する法第百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、次に掲げる書類により保険期間中の農業収入金額を調査し、及び法第百八十七条において準用する法第百三十条第二号の規定による通知の状況を勘案して、保険金及び特約補填金の支払の対象となるべき損害の額を認定しなければならない。

一 保険期間の青色申告書(規則第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書をいい、青色申告決算書

を含む。)の写し

二 保険期間の棚卸表

三 保険期間中に対象農産物等（法第七十九条第四項に規定する対象農産物等をいう。以下同じ。）のうち事業用消費に充てたものの種類ごとの数量の根拠となる帳簿書類

四 その他被保険者の農業収入金額に関する資料

2 前項の保険期間中の農業収入金額は、対象農産物等に係る販売金額、事業用消費の金額及び期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る期首棚卸高を控除した金額とする。

3 前項の対象農産物等に係る販売金額は、被保険者の保険期間における損益計算書の販売金額（法人にあつては、損益計算書の商品製品等売上高）のうち対象農産物等に係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、被保険者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額を含めないものとする。

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第十九条第一項の甘味資源作物
交付金

- 二 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項のでん粉原料用いも交付金
- 三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）第四条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第十四条の集送乳調整金
- 四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手経営安定法」という。）第三条第一項各号の交付金
- 五 対象農産物等を販売したことに伴い得られる金額その他の対象農産物等に係る販売金額に含めることが適当と認められる金額
- 4 第二項の対象農産物等に係る事業用消費の金額は、被保険者が生産した対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てたものの種類ごとの数量に、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則（平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十一号。以下「設定準則」という。）第三第三項の見込単価を乗じて得た金額の合計金額とする。
- 5 第二項の対象農産物等に係る期末棚卸高は、被保険者が生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時ににおける在庫数量に、設定準則第三第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

る。

6 第二項の対象農産物等に係る期首棚卸高は、被保険者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時における在庫数量に、設定準則第三第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

7 第二項の規定にかかわらず、保険期間中の保険事故の発生に対する賠償金等の金額（保険金及び特約補填金の支払対象とならない金額を除く。）は、保険期間中の農業収入金額に含めるものとする。

8 規則第七十五条第九項の規定による申出をした被保険者にあつては、第二項の規定により算定される保険期間中の農業収入金額が規則第七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額を下回る場合は、第二項の規定にかかわらず、その申し出た金額を保険期間中の農業収入金額とするものとする。

9 全国連合会は、第一項の損害の額の認定を的確に行うため特に必要があるときは、被保険者又は農業収入金額の減少が生じている対象農産物等に係る取引先等から事情を聴取し、又はこれらの者に対し当該対象農産物等の農業収入金額の減少の確認に必要な資料の提供を要請することができる。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年一〇月一九日農林水産省告示第二三〇二号）

この告示は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（効力を生ずる日〓平成三〇年一二月三〇日）

附 則 （令和元年九月三〇日農林水産省告示第九五二号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、令和二年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年三月二日農林水産省告示第五百十四号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二十四日農林水産省告示第千二百六十号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。